

薬物汚染！ 大麻に手を出すな！！



「大麻は大丈夫！」

なんて思っていないですか！

現在、京都府内では、大麻をはじめとする薬物乱用の蔓延が危惧されています。特に、大麻の乱用者は圧倒的に若者が多く、また、危険な薬物にもかかわらず、インターネット等に「大麻は害が少ない」等と、誤った情報が流れており、身近な人物から誘われる危険性があるので注意が必要です。

Q&A

—大麻の危険を正しく知ろう—

Q 大麻を吸い続けると、体にどのような影響が出るのですか？

A 大麻を吸うと、次のような急性症状がでます。
◇不安、錯乱 ◇めまい、嘔吐 ◇のどが渴く
◇心臓がドキドキする ◇平衡感覚障害
さらに乱用が続くと…
◇意識障害 ◇幻覚・妄想 ◇記憶力の低下
◇パニック症状 ◇うつ病
等の症状が現れます。

Q 大麻を所持していると、どのような罪になりますか？

A **麻薬および向精神薬取締法**で
■輸出・輸入・製造(THC類に限る)
……………1年以上10年以下の懲役
※THC類…リキッド、クッキー、グミ等
■所持・譲渡・譲受・施用
……………7年以下の懲役
大麻草栽培規制法で
■栽培
……………1年以上10年以下の懲役

大麻の不正栽培は、大麻草栽培規制法で禁止されています。また、令和6年12月12日に法が改正され、**大麻を施用(直接身体に用いていること)した場合も処罰の対象**となります。

Q 誰から、どういう状況で、どんな風に誘われるのですか？

A **親密な人**から、**断りにくい状況**を作り出されて抵抗感をなくさせられます。
甘い言葉に誘われ、試してみようという気にさせられます。

Q 薬物の勧誘だとわかったらどうしたらいいですか？

A こうした場合には
■話を打ち切り
■きっぱりと断り
■スグに立ち去る

そして、最寄りの警察署が

違法薬物110番
(京都府警察本部)
(075) 451-7957

に御相談ください。

